

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)【公営企業管理局】

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	7	4.5	主事	2	7	4.5	主事級
				技師	5			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	17	10.8	主事	10	17	10.8	高度主事級
				技師	1			
				主任主事(再任用)	4			
				主任技師(再任用)	2			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	21	13.4	主任	21	21	13.4	係長級
4級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	77	49.0	係長	41	77	49.0	困難係長級
				専門員	35			
				事業所の出張所長	1			
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	23	14.6	主幹	8	23	14.6	主幹級
				課長補佐	1			
				管理事務所長	1			
				事業所の課長、次長、支所長	8			
				専門員	5			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.5	管理事務所長	2	4	2.5	課長級
				南宇和病院事務局長	1			
				総務医事課長	1			
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.5	本局課長	3	4	2.5	困難課長級
				参事	1			
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.9	局長	1	3	1.9	次長級
				今治病院事務局長	1			
				新居浜病院事務局長	1			
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務	1	0.6	中央病院事務局長	1	1	0.6	部長級
合 計		157	100.0					

※等級別基準職務表に規定する基準となる職務については、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第57号)の例による【以下、医療職給料表についても同じ】

2 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な医療業務を行う職務	37	12.8	技師	37	37	12.8	主事級
2級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	115	39.7	副医長	13	94	32.4	係長級
				医長	81			
				部長	21	21	7.2	主幹級
3級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	24	8.3	医監	24	24	8.3	課長級
				医監	95	114	39.3	困難課長級・次長級・部長級
				医局長	1			
センター長	9							
副院長	5							
院長	4							
4級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	114	39.3	医監	95	114	39.3	困難課長級・次長級・部長級
合計		290	100.0					

3 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	5	2.0	技師	5	5	2.0	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	81	32.1	技師	75	81	32.1	高度主事級
				主任技師（再任用）	6			
3級	主任の職務	26	10.3	主任	26	26	10.3	主任級
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	24	9.5	主任	24	24	9.5	係長級
				係長	43	102	40.5	困難係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	102	40.5	専門員	59			
				1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務	12	4.8	薬剤長、薬剤部次長、技師長	12
6級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	2	0.8	薬剤部長	2	2	0.8	課長級
合計		252	100.0					

4 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	16	1.1	主任技師（再任用）	16	16	1.1	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	508	36.5	技師	508	508	36.5	高度主事級
3級	主任の職務	186	13.4	主任	186	186	13.4	主任級
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	262	18.8	主任	262	262	18.8	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務	409	29.4	看護長	58	409	29.4	困難係長級
				専門員	351			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務	6	0.4	副看護部長	6	6	0.4	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	5	0.4	副看護部長	1	5	0.4	課長級・次長級
				看護部長	4			
合 計		1,392	100.0					

5 技能労務職員給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技術員及び技能員の職務 2 業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
2級	1 高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 2 主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
3級	1 技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 3 高度の経験を必要とする主任業務員の職務	1	5.6	技術員	1
4級	1 高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任業務員の職務	4	22.2	技術員	2
				技術主任	2
5級	1 係長の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 3 極めて高度の経験を必要とする主任業務員の職務	13	72.2	技術主任	7
				主任業務員	6
合 計		18	100.0		

※級別標準職務表に規定する基準となる職務については、技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年訓第1367号)の例による